

審理員候補者名簿

令和7年4月1日現在

	所属する部等の名称	審理員となるべき者
総務部の行う処分又は不作為全般	総務部	総務課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		危機管理課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		秘書課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		人事課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		法務コンプライアンス課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		市民税課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		資産税課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		納税課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
企画財政部の行う処分又は不作為全般	企画財政部	政策企画課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		財政課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		契約検査課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		デジタル戦略課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		まち魅力発信課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
市民文化部の行う処分又は不作為全般	市民文化部	地域コミュニティ課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		共創推進課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		市民生活相談課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		文化振興課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		スポーツ推進課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		市民課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		人権・男女共生課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
福祉部の行う処分又は不作為全般	福祉部	地域福祉課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		福祉総合相談課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		生活福祉課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		障害福祉課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		福祉指導監査課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
健康医療部の行う処分又は不作為全般	健康医療部	医療政策課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		健康づくり課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		長寿介護課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		保険年金課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
こども育成部の行う処分又は不作為全般	こども育成部	こども政策課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		子育て支援課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		発達支援課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		保育幼稚園総務課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		保育幼稚園事業課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		学童保育課長の職にある者又はこれに相当する職にある者

産業環境部の行う処分又は不作為全般	産業環境部	商工労政課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		農林課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		環境政策課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		環境保全課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		環境事業課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
都市整備部の行う処分又は不作為全般	都市整備部	都市政策課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		居住政策課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		審査指導課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		建築調整課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		北部整備推進課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		まちなか整備課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		用地課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
建設部の行う処分又は不作為全般	建設部	建設管理課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		交通政策課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		道路課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		建築課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		公園緑地課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		下水道総務課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		下水道施設課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
教育総務部の行う処分又は不作為全般	教育総務部	教育政策課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		保健給食課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		施設課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		社会教育振興課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		歴史文化財課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		中央図書館長の職にある者又はこれに相当する職にある者
学校教育部の行う処分又は不作為全般	学校教育部	学校教育推進課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		教職員課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		教育センター所長の職にある者又はこれに相当する職にある者
消防本部の行う処分又は不作為全般	消防本部	総務課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		警備課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		予防課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		警防課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
		救急管理課長の職にある者又はこれに相当する職にある者
市長の行う処分又は不作為全般		茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年茨木市条例第17号）別表第2に掲げる行政不服審理員

※上記に定める者のほか、処分又は不作為が地方自治法第180条の2又は第180条の7に規定する補助執行によるものであるときその他必要があると認めるときは、所属する部等以外の部等の行う処分又は不作為について審理員となることができる。